(訳文)

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

日本国政府及びマレーシア政府(以下「両締約国政府」という。)は、

防衛協力の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国際の平和及び安全に寄与することを

希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件を定める必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国政府は、 自国の関係法令並びにこの協定の規定及び関連する国際的な義務に従い、2の規定に

従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。

そのような事業は、 国際の平和及び安全に寄与するためのもの、 共同研究、 共同開発及び共同生産に係る

もの又は安全保障及び防衛協力の強化のためのものとする。

個別の事業は、両締約国政府により、 それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、

外交上の経路を通じて確認される。

2

1 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定するため、 防衛装

備品及び技術の移転に関する日・マレーシア合同委員会(以下「合同委員会」という。)を設置する。

合同委員会は、 各締約国 政府の代表者で構成する。

2

日本側

の構成は、

次のとおりとする。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

マレーシア側の構成は、 次のとおりとする。

国防省の一の代表者

外務省の一の代表者

国際貿易産業省の一の代表者

3 移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、 外交上の経路を通じて一方の側の

代表者に対し他方の側から伝達される。

4 移転される防衛装備品及び技術は、 3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、 合同委員会により

決定される。

が

両締約国

政府

5 移転される防衛装備品及び技術、 の権限 のある当局の間で行われる。 移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を特に定める細目取極

6 日 本国政府 の権限のある当局は、 防衛省及び経済産業省とし、 マレーシア政府の権限のある当局は、 玉

防省とする。

1 各締約国政府は、 他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、 国際連合憲章の目的及び原

則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で使用するものとし、 いずれの一方の締約国

政府も、 当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2 各締約国政府は、 この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、 当該防

政府の事前の同意を得ないで、

自国政府の関係する職員以外の者又は

他の政府に移転してはならない。

衛装備品及び技術を移転した締約国

第四条

各締 約国 一政府は、 この協定に基づく事業に関連する知的財産権が自国の関係法令並びに日本国及びマレ

シアの双方が当事国である関連する国際協定に従って適切か つ効果的に保護されることを確保する。

第五条

各締約国政府は、 自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、 この協定に基

づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施

される。

第七条

各締約国政府は、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対し行われ、 当該他方の締約国政府により

受領された通告により、 国の安全、 公の秩序又は公衆の健康のために、 特定の防衛装備品及び技術の移転を

時的に停止する権利を留保する。

第八条

この協定の改正は、 両締約国政府の書面による同意により行われるものとし、その署名の日に効力を生ず

る。

第九条

この協定の解釈、 実施又は適用に関する両締約国政府の間のいかなる意見の相違又は紛争も、 外交上の経

路を通じた両締約国政府の間の協議又は交渉によって友好的に解決されるものとする。

第十条

1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2 了させる意思を六箇月前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。 この協定は、 五年間効力を有し、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終

3 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条か

ら第五条まで及び前条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、 下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年四月十八日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

宮川眞喜雄

アブドゥル・ラヒムマレーシア政府のために